

箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備工事
特記仕様書

特記仕様書

第1条（適用）

本仕様書は、箕面市地域創造部発注の工事に適用する。

第2条（工事概要）

工事名 箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備工事

施工場所 箕面市内

工期 議決の翌日から平成31年3月31日

第3条（施工基準）

本工事の施工に際しては、設計図書によるほか、大阪府都市整備部「土木工事共通仕様書 附則（案）」及び「土木工事共通仕様書（案）」、「土木請負工事必携」に準ずるものとし、また、出来形及び品質規格の確保及び写真管理については、同「土木工事施工管理基準（案）」に準ずるものとする。

「土木工事共通仕様書 附則（案）」

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/husoku_h28.html

「土木工事共通仕様書（案）」

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/kyoutuusiyousyo_h30.html

「土木請負工事必携」

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/h30_ukeoikouzihikkei.html

「土木工事施工管理基準（案）」

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/h29_doboksekoukanri.htmlhttp://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/2018_dobokusekokanri.html

第4条（上部工〈工場製作工・架設工等〉）

- (1) 受注者は工場製作に先立ち、現地調査及び測量・計測を実施するとともに、貸与する構造計算書及び数量計算書の内容を照査して本市に報告すること。
なお、照査の結果、図面及び数量に変更が生じた場合、必要があると認められる時は、設計変更の対象とする。
- (2) 受注者は工場製作に先立ち、製作図を作成し、監督職員の承諾を得ること。
- (3) 既設ニューエリモビルとの接続部の施工については十分調整の上、実施すること。
- (4) 受注者は架設計画について、現場条件など関係先との調整を行った上、架設方法を検討すること。
- (5) 受注者は投棄物防護柵の製作に先立ち、製作図を作成し、監督職員の承諾を得ること。
- (6) 受注者は、橋面舗装に先立ちタイルの割付け図を作成し、監督職員の承諾を得ること。
- (7) 橋面舗装に伴う橋面防水工は、端部の処理に留意し、所定の養生時間を確保することに留意して施工すること。橋面防水は塗膜系防水（アスファルト加熱型防水材）とする。
- (8) 橋面舗装の下地モルタルの施工に際して、遊離石灰が発生して鋼桁を汚損ないように留意すること。
- (9) 本工事で使用する磁器質タイルは、すべり抵抗値BPN値40以上を満足する製品を使用すること。事前に試験成績書を監督職員に提出すること。
また、施工完了後磁器質タイルのすべり抵抗値を測定し、乾燥時・湿潤時において平均BPN値40以上を満足すること。測定箇所については、監督職員の指示によるものとする。
- (10) 塗装の色調については、色見本を提出して監督職員の承諾を得ること。

- (11) 工場製作の運搬距離については、16.8kmとする。ただし、積算条件を参考に例示したものであり、受注者の工場製作先を拘束するものではなく、受注者の工場製作先により変更が生じた場合でも設計変更の対象としない。

第5条（下部工〈基礎工〉）

- (1) 本工事の杭については、ライナープレート土留工法による深礎杭を打設するものとする。
(2) 掘削については、人力掘削及び機械排土で施工するものとする。
(3) 施工に先立ち、地下埋設、上空支障物件については十分に調査し、機械の操作、移動に際して支障となるおそれのある場合は防護や移設等の検討を行い監督職員に報告すること。

第6条（建設工事総合保険、建退共の加入）

請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規程により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

請負者は、建設業退職金共済（建退共）制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）の写しを工事請負契約締結後1カ月以内及び工事完成時に、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

第7条（建設リサイクル法の遵守）

請負者は、工事請負金額が500万円以上の工事については、建設リサイクル法による分別解体等の実施、再資源化等の実施及びその他必要な手続きを行わなければならない。

また、工事請負金額が100万円以上の工事については、「再生資源利用促進（計画・実施）書」を提出すること。

第8条（施工体制台帳）

請負者は、発注者から直接建設工事を請け負った公共工事を施行するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成する。また、施工体制表を現場に据え置くこと。

第9条（工事カルテ作成、登録）

請負者は、工事請負金額が500万円以上の工事については、CORINSの登録を契約後土曜日、日曜日、祝日を除き10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録期間に登録申請をしなければならない。

第10条（残土等の処分について）

- (1) 残土等の処分は指定地処分とする。ただし、請負者の都合により処分地を変更する場合は、監督員の承諾を得なければならない。
(2) 運搬距離が指定地より短距離になる場合は実情に合わせて変更する。ただし、長距離になる場合についての設計変更は行わない。なお、処分費についても同様とする。

＜指定地処分先＞

兵庫県宝塚市川面字長尾山15-122 (株)大阪砕石工業所宝塚工場

- (3) 処分地先報告書として、次に掲げる書類を添付し提出しなければならない。
① 処分地・面積（写真を添付）
② 経路図（写真を添付）
③ 地主との土地使用承諾書の写し（処理証明書）

- ④処分量
 - ⑤土地登記簿謄本（指定処分地の場合は不要）
 - ⑥監督職員が指示したもの
- (4) 請負者は、「建設副産物適正処理推進要綱」「再生資源の利用の促進について」を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の利用を図らなければならない。

第11条（コンクリート塊・アスファルト塊の処分について）

- (1) コンクリート塊・アスファルト塊は産業廃棄物であり、「産業廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づきその処理責任は元請業者にある。その処理及び運搬業を他人に委託する場合は、処理及び運搬業の許可を有するものに限る。
- (2) コンクリート塊・アスファルト塊の処分は指定地処分とする。ただし、請負者の都合により処分地を変更する場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 運搬距離が指定地より短距離になる場合は実情に合わせて変更する。ただし、長距離になる場合についての設計変更は行わない。なお、処分費についても同様とする。

<指定地処分先>

（コンクリート塊・アスファルト塊）

大阪府茨木市大字泉原650-1 リサイクル協同組合

- (4) 処分地先報告書として、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- ①処分地所在地（写真を添付）
 - ②廃棄物の種類と数量
 - ③経路図（写真を添付）
 - ④処理証明書
 - ⑤監督職員が指示したもの

第12条（建設副産物）

- (1) 請負者は、当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事である場合には、建設副産物の適正な処理及び再生資源の利用を図らなければならない。
- (2) 請負者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
- (3) 請負者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録し監督職員に提出しなければならない。

第13条（使用材料関係）

- ア 生コンの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。
- イ 請負者は、生コンの使用量が一工事あたりのコンクリート総量が50m³、または日打設量が5m³を超える場合は、ISO9000取得業者及びマル適マークを取得した工場から選定すること。
- ウ 人孔蓋、汚水桝、仕切弁蓋、消火栓等については、箕面市型を使用する。

第14条（交通誘導員）

- (1) 交通誘導員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- (2) 工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象としないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導員編成が変わる場合は、契約変更の対象とする。
- (3) 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関し監督職員と協議するものとし契約変更の対象とする。

第15条（安全・訓練等）

(1) 安全・訓練等の実施

本工事の実施に際し、現場に則した安全・訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- ① 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
 - ② 本工事内容の周知徹底
 - ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④ 本工事における災害対策訓練
 - ⑤ 本工事で予想される事故対策
 - ⑥ その他安全・訓練として必要な事項
- (2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成
- 施工に先立ち作成する施工計画書には本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成すること。
- (3) 安全・訓練等の実施状況報告
- 安全・訓練等の実施状況を写真、ビデオ等を工事報告に記録し提出する。
- (4) 安全管理計画の施工計画書等への明記
- 局地的な大雨による増水に備えるため、次の項目について、具体的な内容を定め、施工計画書等に明記し作業員への周知徹底を図ること。
- ①現場特性の事前把握
 - ②現場特性に応じた中止基準・再開基準
 - ③迅速に退避するための対応
 - ④日々の安全管理
- (5) 標準的な工事等の中止基準の設定
- 以下のいずれかの場合には、工事等を中止すること。
- ①当該作業箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
 - ②当該作業箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合

第16条（工事ヤード等）

当該現場周辺においては、日々、北大阪急行線延伸工事や周辺まちづくり工事等の状況や環境が変わることから、工事ヤード等については、関係者や地元と適宜調整し使用すること。また、その結果については、監督職員に報告するものとする。

第17条（その他特記事項）

- ① 工事の施工に当たっては、予め工事概要を付近住民にPRを行い、理解、協力を求めること。
また、苦情等には迅速に対応すること。
- ② 本工事施工区域は供用中の道路であるため、必要な交通を確保しつつ施工すること。
また通行止めにあたっては、事前に付近住民・関係先に実施時期・範囲等について十分説明を行うこと。
- ③ 工事の作業中は関係法令を遵守し、事故発生を未然に防止すること。
- ④ 日曜日、祝祭日及び土曜日、日曜日の夜間は原則的に工事を行わないものとする。やむを得ず作業をする場合は、監督職員と協議すること。
- ⑤ 工事期間中はもとより、工事完成後も常に現場巡視を行い安全確認すること。
- ⑥ 施工中は交通誘導員を配置し、一般車両や歩行者の安全を確保すること。
- ⑦ 工事期間中、施工箇所を夜間または雨天時に開放する場合は、カラーコーンやコーンバー・バリケード等で施工範囲の明示をし、一般の方の進入・転落等がないよう措置を図ること。また、工事の使用材料等の飛散防止に努めなければならない。さらに、夜間時は歩行者から施工箇所が判るよう視認性の向上に努めなければならない。
- ⑧ 本工事により近隣住民が駐車場を使用できない場合は、工事請負者の責をもって駐車場を確保しなければならない。
- ⑨ 施工中に、不審物を発見した場合は速やかに監督職員まで連絡すること。
- ⑩ 本工事は、住宅地と近接工事であることから、特に、住民生活への影響に留意し施工すること。
- ⑪ 薄層カラー舗装については、すべり抵抗性を有し、BPN値が60以上を満足する材料を使用すること。また、清掃等の準備作業や解放までの養生作業等全ての付随作業を含めるものとする。
- ⑫ その他、疑義が生じた場合は監督職員と協議し指示に従うこと。